

庁議傍聴要領

(平成21年7月2日制定)

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開会時刻までに、受付で別記様式による傍聴人名簿に住所又は所属、氏名を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了する。

2 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、10人（報道関係者を除く。）とする。

ただし、会場の都合により、傍聴席が設けられない場合、知事は定員を減らすことができる。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴人は、係員の指示に従い、入場すること。
- (2) 傍聴人が4の規定に違反するときは、知事は、傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

4 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ること。

- (1) 議事等に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手、携帯電話による通話等をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、知事の許可を得た者を除く。
- (6) 上記に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

庁議傍聴者受付表

年 月 日

番号	住所又は所属	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 御記入いただいた個人情報は、この庁議の円滑な運営に関する利用目的以外には利用しません。